

久喜市と長瀬町との森林整備に関する連携協定書（案）

久喜市と長瀬町は、共同で実施する森林整備に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、久喜市と長瀬町が連携して、長瀬町区域内の森林整備（植樹、下草刈り、枝打ち、間伐、除伐等の森林保全業務をいう。）を実施することにより、持続可能な森林循環と地球温暖化対策の推進を図るとともに、森林や地域資源を活用した、地域間交流の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 久喜市と長瀬町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- （1） 持続可能な森林整備による温室効果ガス削減の推進に関すること。
- （2） 森林や木材を活用した環境教育に関すること。
- （3） 地域資源を活用した地域間交流の活性化に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、双方協議の上必要と認めるもの。

2 前項各号に掲げる事項を推進するため、その具体的な取組内容、実施方法等について双方が協議の上決定し、実施していくものとする。

（連絡調整）

第3条 久喜市と長瀬町は、この協定による連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的に連絡調整を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和6年12月16日から令和12年3月31日までとする。

2 久喜市と長瀬町は、前項の有効期間満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間満了の3ヶ月前までに双方協議の上、改めて協定を締結するものとする。

（協定の変更又は廃止）

第5条 この協定を変更し、又はこの協定を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、双方の合意によらなければならない。

(その他)

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、双方協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方が署名の上、それぞれ一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

久喜市 久喜市長

長瀬町 長瀬町長